

社会学委員会・哲学委員会・心理学・教育学委員会・法学委員会・経済学委員会
合同分科会の設置について

分科会等名：子どもの権利保障分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	○社会学委員会 哲学委員会 心理学・教育学委員会 法学委員会 経済学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>本分科会は、我が国におけるすべての子どもに国際連合「児童の権利条約(子どもの権利条約)」に規定される権利が保障されるために、科学者集団が果たすべき役割を検討する。保障されるべき権利は、衣食住や医療などの「生きる権利」、教育を受ける権利や遊ぶ権利などの「育つ権利」、暴力や搾取などから「守られる権利」、意見発出などの「参加する権利」などを含む。</p> <p>本分科会では、学術分野における知見を結集して、具体的にこれらを保障する政策や制度、社会システムを検討すると共に、学術分野にて取り組むべき課題を洗い出すことにより、行政・社会へ働き掛けるとともに、私たち、科学者集団が果たす役割を確認する。</p>
4	審議事項	子どもの権利を保障するための科学の総動員と科学者集団の果たす役割の検討に係る審議に関すること
5	設置期間	令和5年12月22日～令和8年9月30日
6	備考	